

令和8年度大阪府未来の医療Grossoverプロジェクト補助金の公募について

掲載日	No.	公募要領	質問内容	回答
6月4日	1	2 公募する補助事業の内容 (2) 補助金額、補助率	補助金額が「事業1件につき、2千万円を上限」、補助率は「補助対象経費の2分の1に相当する金額以内」とのことだが、その場合、補助対象経費の上限は4千万円と2千万円のどちらになるか。	採択件数が1件の場合、補助対象経費の上限は4千万円となり、補助額の上限は、その2分の1に相当する2千万円となります。
6月4日	2	1 事業の趣旨 3 補助事業の実施主体 (申請できる方) (1)補助事業の申請者	申請者がNQ入居事業者であれば、共創事業者はNQ入居事業者に限らないとのことだが、共創事業者として、大学は対象となるか。	大学の研究機関との共創も対象となります。ただし、主たる共創プロジェクトの実施場所がNQであるものに限ります。
6月4日	3	2 公募する補助事業の内容 (1)対象となる補助事業	主たる共創プロジェクトの実施場所がNQであるものに限るとの記載があるが、「主たる」は、具体的にどのような趣旨か。研究開発ではなく、共創プロジェクトの管理は主たる内容となり得るか。	「主たる」の趣旨については、明確な定義があるわけではありませんが、NQで実施する必然性を確認できるか否かということになります。NQにおいて、実際に研究開発を実施する以外に、研究開発の企画・立案および管理を行うことが、当該共創プロジェクトの主たる部分を占めていると確認する必要があります。
6月4日	4	1 事業の趣旨 3 補助事業の実施主体 (申請できる方) (1)補助事業の申請者	親会社(A社)および子会社(B社)が、申請者および共創事業者として共同申請する場合は、対象となるか。また、親会社(A社)は入居していないものの、子会社(B社)がNQに入居している場合、入居していない親会社(A社)も対象となるか。	申請者がNQ入居事業者であれば、親会社・子会社の関係性で申請いただくことは問題ございません。ただし、7「審査項目」もご確認のうえ、NQ入居事業者と多様なプレイヤーによる新たな共創プロジェクトの創出につながっているかどうかも踏まえて、ご申請ください。
6月4日	5	1 事業の趣旨	申請可能な事業分野は、再生医療に限定されているか。	事業の趣旨として、必ずしも再生医療に関する内容に限定しているわけではありません。ただし、主たる共創プロジェクトの実施場所がNQであるため、再生医療に比較的近い分野の取組となることを想定しております。
6月17日	6	1 事業の趣旨	未来医療について、病気になる前の未病領域での投薬、検査などの事業は対象となるか。	未来医療については府では以下※のとおり定義しており、未病領域につきましても、今後の医療の在り方として重要性が高まる分野のひとつかと思っておりますので「対象」となります。ただし、公募要領に記載しております、補助対象経費等に合致するものであるかを再度ご確認のうえ申請をお願いします。 ※未来医療の定義 再生医療をベースに、ゲノム医療や人工知能(AI)、IoTの活用等、医療に対するニーズの移り変わりや科学技術の革新等、医療を取り巻く環境変化に常に即応しながら、その次の時代に実現すべき新たな医療
6月17日	7	6 申請方法 (2)提出書類	申請様式 別紙1の「補助事業の実実施計画・共創概要」および「補助事業の実施体制」について、記載にあたり文字数の上限やページ数の目安は設定されているか。また、実施計画の内容をより明確にお伝えするため、図表や模式図等の挿入が可能か。	文字数の上限やページ数の目安は特にございません。別紙1の様式に必要事項を記載いただいた上で、必要に応じて、補足資料として図表や模式図等をご提出いただいても構いません。
6月23日	8	8 採択後の手続き等 (7) 成果等の発表・PR	採択された場合、どの程度の情報が公開されるのか。	「令和7年度・令和6年度の採択事業の選定結果について」に記載のとおり、事業内容(1～2行程度)と共創事業者名を府のHPで記載する予定です。
6月23日	9	8 採択後の手続き等 (7) 成果等の発表・PR	成果発表会では、すべての研究成果を発表しなくてはならないのか。	発表内容は事業者にお任せしており、必ずしもすべての研究成果を発表しなくてはならないという訳ではありませんが、公募要領に記載している本事業の目的を達成するためにも、効果的な情報発信にご協力をお願いします。
6月23日	10	6 申請方法 (2) 提出書類	変更登記を申請した影響により、提出期限までに登記簿謄本の発行ができない可能性があるが、提出期限後に追って登記簿謄本を提出することは可能か。	やむを得ず、期限内のご提出が難しい場合には、変更登記の申請を行ったことが確認できる資料を、ひとまずご提出いただき、内容を確認します。申請時、変更登記が完了した登記簿謄本の提出の目安もお知らせください。
6月23日	11	6 申請方法 (2)提出書類	申請様式 別紙1の「補助事業の実実施計画・共創概要」および「補助事業の実施体制」について、例年、研究計画をどの程度のページ数で作成されているか、目安はあるか。	申請にあたっては、特段、記載内容の分量の目安を設けているわけではございません。審査にあたり、申請事業の詳細がわかるようにご記載をお願い致します。
6月23日	12	6 申請方法 (2)提出書類	申請様式 別紙2の「補助事業内容説明書」の記載について、「対象経費の内容・メーカー、型番等」「支払予定時期」等の項目について、現在選定中で詳細を記載できないものがある。その場合、内容の概要は記載したうえで、詳細は「選定中」「未定」等の記載としても良いか。	補助事業内容説明書は審査の対象となりますので、可能な限り詳細に記載をお願いします。
6月23日	13	様式 第1-3号 暴力団等審査情報	申請者のみではなく、共創事業者の役員名および住所の記載も必要か。また、役員はどこまで記載が必要か。	共創事業者の情報もご提出が必要です。履歴事項全部証明書「役員に関する事項」に記載されている役員は、必ず全員ご記載をお願いします。